

人員に関する基準

1 生活相談員の配置

事例

- ✓ 生活相談員が不在（不足）の日がある。
- ✓ 生活相談員の配置はあるが、常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を超えて勤務した時間数を含めていた。

指導・ポイント

- 生活相談員を基準数以上、配置すること。なお、提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝サービス提供時間数であることに留意すること。
- 常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を超えて勤務した時間数は勤務延時間数に含めることはできないので留意すること。

基準

【居宅基準省令第93条第1項第1号】

- 一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

2 看護職員の配置

事例

- ✓ 看護職員が不在の日がある。
- ✓ 不在の時間帯があるが、提供時間帯を通じて事業所との連携体制を確保していなかった。
- ✓ 人員基準欠如における減算の対象となっていたにもかかわらず、減算を行っていなかった。

指導・ポイント

- 看護職員を基準数以上、配置すること。
- 不在時でも事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制を確保すること。
- 人員基準欠如の月及び減算の対象となる月を確認し、減算（過誤調整）を適正に行うこと。

基準

【居宅基準省令第93条第1項第2号】

二 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

【居宅基準解釈通知第3の六の1(1)⑥】

⑥ 看護職員については、指定通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能である。

ア 指定通所介護事業所の従業者により確保する場合

提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合

看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。

なお、アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。

【居宅報酬告示留意事項通知 第2の7(23)②】

イ 看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用いる。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。

ハ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。〔後略〕

ニ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、〔中略〕減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）

運営に関する基準

1 通所介護計画の作成

事例

- ✓ 通所介護計画が作成されていなかった。
- ✓ 通所介護計画について、当該利用者の同意を得ていなかった。
- ✓ 通所介護計画の期間中に提供するサービスの日数を変更していたが、通所介護計画を変更していなかった。

指導・ポイント

- サービスの提供開始前に通所介護計画書を作成し、その内容等を利用者又はその家族に対して説明した上で当該利用者の同意を得て、当該通所介護計画を利用者に交付すること。
- 提供するサービス内容に変更が生じる場合は、介護支援専門員と調整した上で、計画の内容を変更するとともに、変更した計画について利用者又は家族に対して交付、説明し、利用者の同意を得ること。

基準

【居宅基準省令第99条第1項、第3項、第5項】

- 第99条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた通所介護計画を作成しなければならない。
- 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

2

勤務体制の確保等

事例

- ✓ 職員の勤務日ごとの職種別（兼務）時間配分及び常勤・非常勤の別が勤務表上明確になっていない。また、勤務表が暦月ごとに作成されていない。
- ✓ 生活相談員と介護職員を兼務する管理者について、勤務表上で管理者として配置されている日が月に1日のみであり、管理者がすべき業務に照らし極端に少ない。

指導・ポイント

- 事業所における従業員等の日々の勤務時間（職種別）や兼務関係等を勤務表上明確にすること。
- 管理業務を適切に行えるような勤務割合の配分を行うとともに、勤務表において確認できるよう管理すること。

基準

【居宅基準省令第101条第1項】

第101条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供することができるよう、指定通所介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

【居宅基準省令第94条第1項】

第94条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

介護報酬

1 個別機能訓練加算 ※R3 改定事項

事例

- ✓ 算定要件上必要な理学療法士等の勤務実績のない日に加算を算定していた。
- ✓ 要件上配置する理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けたことが記録上で確認できない。
- ✓ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問せずに個別機能訓練計画を作成している。
- ✓ 個別機能訓練開始後、機能訓練指導員等が3月に1回以上、利用者の居宅を訪問していない、ないしは、訪問の間隔が3月を超えている。また、訪問に係る記録がない。

指導・ポイント

- 算定要件上求められる理学療法士等の配置を行った日において、理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみを対象に加算を算定すること。また、当該訓練を実施した理学療法士等について記録すること。
- 利用者の居宅を訪問し、居宅での利用者の状況を把握した上で、個別機能訓練計画書の作成、見直しを行うこと。
- 利用者の居宅を訪問した際には、その日時、訪問者、利用者の居宅での生活状況、利用者又は家族の意向等を記録に残すこと。また、個別機能訓練開始後の居宅訪問についても適時・適切に実施し、記録に残すこと。

基準

【居宅報酬告示留意事項通知 第2の7(11)①】〔改定〕

- イ 個別機能訓練加算（I）イを算定する際の人員配置

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置すること。この場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。〔後略〕
- ロ 個別機能訓練加算（I）ロを算定する際の人員配置

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置すること。この場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ、専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名以上及び専ら機能訓練を実施する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。〔後略〕
- ハ 個別機能訓練目標の設定・個別機能訓練計画の作成

加算に係る個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。

個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL・IADL等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員の意見も踏まえつつ行うこと。〔後略〕
- ホ 個別機能訓練実施後の対応

加算に係る個別機能訓練を開始した後は、〔中略〕3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL・IADL等の状況）の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録する。〔後略〕

1 個別機能訓練加算（続き）[R3 改定事項]

事例

- ✓ 利用者によって解決すべき課題が異なっているにもかかわらず、訓練項目等が一律になっている。
- ✓ 単なる身体機能の維持・向上のみを目的とする計画を作成し、訓練を実施している。
- ✓ 一度に大人数の利用者への対応となっており、小集団での機能訓練ができていなかった。

指導・ポイント

- 個別機能訓練計画について、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう、利用者ごとの目標を踏まえ、心身の状況に応じた機能訓練の内容とすること。
- 適切なアセスメントを経て、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施すること。
- 小集団（個別対応含む）に対する機能訓練を機能訓練指導員が直接行うこと。

基準

【居宅報酬告示留意事項通知 第2の7(11)①】[改定]

ハ 個別機能訓練目標の設定・個別機能訓練計画の作成

〔前略〕個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。

個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行うこと。その際、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。また、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標とすること。〔後略〕

ニ 個別機能訓練の実施体制・実施回数

加算に係る個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業者内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。（後略）

2 事業所規模による区分

事例

✓ 今年度における貴事業所の規模の区分は、前年度において通所介護費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数によるが、当該計算を行っていなかった。

指導・ポイント

➤ 毎年度の事業所規模による区分については、前年度において通所介護費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数を算出すること。適切な提供時間数による算定を行うこと。

基準

【施設基準告示第5号】

イ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) 前年度の1月当たりの平均利用延人数（一体的に事業を実施している指定通所介護事業所及び第1号通所事業における前年度の1月当たりの平均利用延人数を含む。以下この号において同じ。）が750人以内の通所介護事業所であること。〔後略〕

ロ 大規模型通所介護費（Ⅰ）を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) イ(1)に該当しない事業所であって、前年度の1月当たりの平均利用延人数が900人以上の通所介護事業所であること。〔後略〕

ハ 大規模型通所介護費（Ⅱ）を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) イ(1)及びロ(1)に該当しない通所介護事業所であること。

3 通所サービスの所要時間

事例

✓ 緊急やむを得ない理由により医療機関を受診した場合にはその時間を提供時間から除いて算定すべきところ、受診に要した時間を提供時間に含めて算定した。

指導・ポイント

➤ 適切な提供時間数による算定を行うこと。

基準

【厚生労働省介護サービス関係Q&A集 通番2046】

〔質問〕 緊急やむを得ない場合における併設医療機関（他の医療機関を含む）の受診による通所サービスの利用の中止について

〔回答〕 併設医療機関等における保険請求が優先され、通所サービスについては変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならない。

【厚生労働省介護サービス関係Q&A集 通番681】

〔質問〕 通所サービスと併設医療機関等の受診について

〔回答〕 通所サービスのサービス提供時間帯における併設医療機関の受診は緊急やむを得ない場合を除いて認められない。また、サービス開始前又は終了後の受診は可能であるが、一律に機械的に通所サービスの前後に組み入れることは適切でなく、当日の利用者の心身の状況、サービスの見直しなどの必要性に応じて行われるべきものである。

4 同一建物減算

事例

- ✓ 事業所と同一建物から通う利用者について、減算を行っていない。

指導・ポイント

- 要件に該当する場合には適切に減算すること。

基準

【居宅報酬告示 別表6イ～ハ注21】

注21 指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

【居宅報酬告示留意事項通知 第2の7(20)①】

① 同一建物の定義

注21における「同一建物」とは、当該指定通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に指定通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、個々でいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所介護事業所の指定通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。